

より、そのような検証を行う必要があるかどうかを検討したことすらなかつたに等しいといわざるを得ないのであって、これを当時においてそのような「検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠」がないと判断したかのようにいふことは、現に何も行っていなかつたことを後付けで合理化しようとする主張であるとの批判を免れ難い。

以上のとおり、一審被告国の主張はいずれも理由がないというべきである。

第3 一審被告国の損害賠償責任とその範囲

1 一審被告国の損害賠償責任の成否

以上によれば、本件における経済産業大臣の技術基準適合命令に係る規制権限の不行使は、遅くとも平成18年末までには国賠法1条1項の適用上違法となつたといるべきであり、かつ、この時点においては経済産業大臣の過失も認められ、上記不行使と本件事故との因果関係も認められるから、一審被告国は、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を免れないといるべきである。

2 一審被告国の損害賠償責任の範囲

一審被告国は、仮に一審被告らが損害賠償責任を負うとしても、本件において一次的かつ最終的な責任を負うのは福島第一原発の設置・運営に当たつていた一審被告東電であり、一審被告国の規制権限不行使の責任は二次的かつ補完的なものにとどまるから、一審被告国の損害賠償責任は、一審被告東電の損害賠償責任よりも限定された範囲にとどまると主張する。

しかしながら、確かに、福島第一原発の安全管理について一次的に責任を負うのは、事業者である一審被告東電であり、一審被告国の責任は二次的・後見的なものであるということはできるものの、そのこ